

## 令和2年度 第1回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和2年7月31日（金）  
午後1時30分から  
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

報告1 書面表決で実施した「令和元年度 第3回 野田市地域福祉計画審議会」における意見について

報告2 野田市地域福祉計画の【第2次改訂版】における事業の取組状況及び【第3次改訂版】における今後の取組について

4 閉 会

## 報告 1 書面表決で実施した「令和元年度 第 3 回 野田市地域福祉計画審議会」における意見について

本年 3 月に書面表決で実施しました「令和元年度 第 3 回 野田市地域福祉計画審議会」において、お二人の委員の方から、今後の取組に関する要望等をいただきました件につきましては、次のとおりご回答します。

### 1 「行政改革の中で施策の充実を図る視点 (P54)」での ICT(情報通信技術)及び AI(人工知能)を活用した業務改革等への取組

⇒ ICT や AI 等を活用した業務改革の推進につきましては、主要な業務システムはクラウドを活用し、サーバー管理の省力化が図られているところです。

今後も最新の情報通信技術などの情報収集に努め、行政に利用できるものは取り入れて、事務改善などに努めてまいります。

また、ICT 等を活用するためには、ICT 等の特性を理解し、効果的に活用することができる人材を育成する必要があることから、外部機関が実施する研修への参加や、職員への関連情報や事例等の提供により、ICT 等の活用推進の核となる職員の育成に努めてまいります。

### 2 パブリック・コメント手続の更なる周知

⇒ パブリック・コメント手続については、市報、HP への掲載の他市役所、支所、公民館、図書館等で計画案の公表及び意見の募集を行っておりますが、意見の提出が少ない案件もあることから、周知方法及び意見の公表の仕方について今後検討してまいります。

### 3 「障がい者等に対する防災面でのバリアフリー (P95)」の具体的な形

⇒ 障がい者のための防災ハンドブックの作成が平成 27 年 11 月であることから、見直しを行い、引き続き障害者手帳の交付時への配布やホームページへの掲載により周知を行います。

災害時において、障がいのある人が情報を得やすい環境を整備できる施策を推進するよう令和 2 年 4 月 1 日に施行された野田市手話言語条例に規定しています。また、令和 2 年度の制定に向け作業を進めている(仮称)野田市障がいのある人とない人の円滑な意思疎通を支援する条例においても同様に定める予定です。

#### 4 「コミュニティビジネスの検討 (P95)」について具体的な形

⇒ コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組と定義付けられていますが、組織形態・活動分野とも特に決まったものはなく、地域で生活する皆さんのアイデアと熱意により生まれてくるもので、毎日の生活で困っていること、普段では、気付かない身の回りの地域資源などが取り組むきっかけとなり得ます。

市では、コミュニティビジネスに関する新たな事業展開として、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者（中小企業者、学校法人、農地所有適格法人、特定非営利活動法人、地域活性化団体、個人事業者）を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施します。

具体的には、販売を目的として、本市の農産物や産業品、歴史、風土、文化的背景等を活用した加工品等の開発を行う「新規商品開発事業」と、これら加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図る「既存商品改良事業」の2本立てとします。

事例集では、福祉・介護の分野ほか、地域資源活用、まちづくり推進、観光、就業支援、子育て支援、農業、環境、ITなどのあらゆる分野に活動が広がっていることが紹介されていますので、分野にこだわらず、元気で活気ある福祉のまちづくりのため、引き続き市として、どのような支援ができるのかを検討してまいります。

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1)あいさつ、声かけ運動の推進	地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は市民一人一人がお互いに関心を持ち、あいさつや言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、あいさつや声かけのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を「あいさつ、声かけ運動」強化月間としこの輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として運動を推進します。	市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」(4月)の懸垂幕を掲示し、また、日本赤十字社活動資金の募集説明会の席上で自治会長様を対象に、「あいさつ、声かけ運動」の趣旨を説明するなど、広く市民に啓発を行いました。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」とし、人事課職員、有志職員で結成した「TEAMのだ円陣project」のメンバー、新規採用職員が始業時間前に本庁舎の各出入口において、朝のあいさつ運動を実施しました。また、地区社協では、自主活動の中で声掛け運動を実施しております。	懸垂塔に掲示することにより、職員、市民を問わず、あいさつ月間を周知できたと考えております。人事課として、4月を「あいさつ運動強化月間」として全庁的に取り組んだことで職員への意識付けができたものと考えております。また、今後も「あいさつ、声かけ運動」を全市的に推進していくためには、人事課や社会福祉協議会をはじめ、地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会、学校、各団体等関係機関との連携を強化しつつ、市全体で効果的に「あいさつの輪」を広げていく必要があります。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	1
	(2)地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解されることがほとんど無いものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解促進を図ります。	各地区社協等に対し、個別に「地域福祉計画とは何か」、またこの計画が、「皆が共に手を携えて希望の持てる街」を目指して取り組んでいることの説明は行っていない状況であったため、社会福祉協議会と協議し、地区社協連絡会において、本計画の説明等を行うことといたしました。	各地区社協等との交流を含めた地域福祉計画の説明等を実施してこなかったことから、本計画の基本的理念や目標を共有することができておりませんでした。市内には全体で22地区社協があり、個別に「ふれあいいきサロン」や「友愛訪問」、「広報誌の発行」などの各種活動を行っています。それぞれが独立し、地区で活動しているため、個別に働きかけを行う機会は、地区社協連絡会に限定されます。今後、地域福祉計画の基本理念や目標、さらに施策の展開について地区社協等と共通の認識を持ち、地域の市民全体に広めて行けるかが課題であると考えます。	社会福祉協議会 生活支援課	2
	(3)情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、狭いスペースや、専門用語などから、分かりにくい場合があります。市民のだれもが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起るよう行事名の付け方を検討していきます。	市報については平成29年4月15日号からカラー化し、イラストや写真も従前より多く、見やすい構成となっています。福祉関連のサービスについては、各担当課からの記事の提出によりその都度編集しています。なお、例年記事として掲載しているものの提出がないものについては随時確認を行っています。市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法や参加意欲の起るような行事名を付けるようにしています。パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れる等の一定の配慮に取り組んでまいりました。	掲載記事については、福祉関連とその他の内容のバランスを考えて選択する必要があります。市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、一定の配慮はしてきたものの、これでいいと言う訳ではなく、今後も市民の皆様のご意見をいただきながら、修正等を加え、出来る限り良いものとなるよう、引き続き展開していこうと考えます。また、保健福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む必要があります。	広報広聴課 生活支援課	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1)ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりに努めてまいります。そのためには、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行い、更にボランティア活動の相談・斡旋を促進するため、休日相談(奇数月最終土曜日)を実施し、市内商業施設についても広報活動(相談・斡旋を含む)を行います。	① ボランティア通信の配置 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 ② ボランティア情報の掲示 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 ③ ボランティア広報活動(年2回) 社会福祉協議会(ボランティアセンター)では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動を行いました。また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」を全世帯に配布するとともに、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。	ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図ります。	社会福祉協議会 生活支援課	4

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(2) ボランティアの育成	<p>ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれているが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われています。</p> <p>その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協の会長及び事務局長からの意見を参考とし、地域の実情も考慮しながら、ボランティア育成の方策について社会福祉協議会と協議して行政の組織的な支援体制を整備します。</p>	<p>ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、引き続きボランティアコーディネーター2人を配置し、事業を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市からの補助金 1,800,000円</li> <li>・職員体制:2人(交代制で、常時1人)</li> <li>・勤務時間:8時30分から17時15分(土日を除く)</li> <li>・ボランティアセンター登録状況 110団体(2,008人) 個人(228人)</li> <li>・主な登録団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>点訳、朗読グループ、給食サービス、その他障がい者の支援団体</li> </ul> </li> <li>【ボランティアセンター活動内容】</li> <li>・ボランティアに関する相談、斡旋 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談(347件)、斡旋(275件)</li> </ul> </li> <li>・ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種ボランティア養成講座の開催</li> <li>夏休みボランティア体験講座</li> </ul> </li> <li>・福祉教材、機材の貸出 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出をしています。</li> </ul> </li> <li>・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、社会福祉協議会ホームページ、SNSの活用によりボランティア情報の提供を一層強化し、見る方に分かりやすくまた、興味を持っていただけるような内容、表現方法を用いて、情報を発信しました。併せて、ボランティア通信を奇数月に2,000部を発行し、各公民館や小・中学校、支所、郵便局等に配布しました。</li> </ul> </li> </ul>	<p>ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は毎年多数生まれており、令和元年度においては登録団体数は前年度から3団体増え110団体となりました。</p> <p>しかしながら、登録者数については登録団体においては41名減の2,008名、個人登録においては25名減の228名となり、合計で66名の減となりました。</p>	生活支援課 社会福祉協議会	5
	(3) ボランティア活動の強化	<p>種々の事業における稼働評価を向上すべく、課題等に対する検討や対策に随時対応できるよう努め、一層の機能強化を図っていくこと、また、広く市民活動団体を支援対象としていることを明確にして利用促進を図るため、名称を市民活動支援センターに変更し、機能強化を図ります。</p>	<p>市民活動団体の活動を支援していくため、必要な学習会の開催や情報発信、市民活動を広く知ってもらうためのイベントの開催を行いました。</p> <p>また、新たな取組として、市民活動を広く知ってもらうため、市民活動団体の活動紹介や交流を含めた市民参加型の「こまめカフェ」を開催しました。</p> <p>市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施しました。</p>	<p>2回開催した「こまめカフェ」には家族連れを含む多くの市民の参加があり、市民活動団体の活動の紹介や交流することができ、また、団体への入会者もあり大きな成果がありました。</p> <p>市民活動団体支援補助金制度については、組織基盤強化支援には継続2団体を含む5団体、事業発展支援には3団体、それぞれの活動を支援することができました。</p> <p>市民活動支援センターについては、今後の運営体制を充実していく必要があります。</p>	市民生活課	6

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(4)学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。地域活動においても地区社協の取組の中で、児童・生徒が交流の場に参加できるよう機会あることに要請していくこととし、今後とも福祉教育を積極的に推進します。	市内各小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、車いす・目かくし体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組んでいます。 ・ボランティア学習をクラブ活動として実践。手話クラブ 中央小年5回・東部小年7回 ・障がいを持つ方々とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を深めるため、市内小中学校の児童生徒が「おひさまといっしょに」に参加しました。令和元年度 北部小学校、北部中学校 ・車いす・目かくし歩行体験講座 市内12小学校にて実施(中央小、宮崎小、福田第一小、川間小、山崎小、柳沢小、岩木小、尾崎小、七光台小、二ツ塚小、木間ヶ瀬小、二川小) ・視覚障がいに関するお話、点字の授業・・・尾崎小 ・視覚障がいに関するお話、点字、手話の授業・・・清水台小 ・夏休みボランティア体験講座 福祉施設体験として学童保育や障がい者施設体験やボランティア団体主催のイベントに参加しました。 ・車いす・目かくし歩行体験講座 市内12小学校にて実施 ・ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一歩を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。	社会福祉協議会、市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車いす・目かくし体験、点字体験、手話の学習等を実施しました。障がいを持つ方々への理解を深め、一人一人を大切にすることを養う契機となりました。 介護キャラバン隊については、県の案内になっており、直接、県への申し込みになっております。 「おひさまといっしょに」は、引き続き関宿体育館を会場に実施されました。当日に向けて、練習や準備に取り組む中で、意識を高めたり、当日の地域の方々とのふれあいの中で、様々な方への理解を図ったり人との関わりの温かさを感じたりできる機会になりました。残念ながら、大雨のため、北部小学校の児童は発表後、すぐの帰宅となりました。 一つ一つの体験が、子ども達にとって通常の授業だけでは得られない貴重な視点や心の耕しとなる機会になっております。 引き続き若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、夏休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。	指導課 社会福祉協議会	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1)地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携を図ります。	地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し、認知症を予防するための生活習慣・体操について学び、体を動かしながら実際に体験し、認知症予防や健康づくりのきっかけを紹介しました。	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供に努めました。 今後は地区社会福祉協議会の活動をより充実させるための情報提供のテーマについて検討する必要があります。	社会福祉協議会 生活支援課	8

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(2)地域のふれあいの場づくり(ふれあいサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいサロン」事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れあいの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	<p>各地区社協において、「ふれあいサロン」等を実施しました。また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。</p> <p>第45回”おひさまといっしょに” 開催日 令和元年6月15日(土) 場 所 関宿総合公園体育館 参加者 障がい者等約1,000人</p> <p>障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事を通して、障がいのある人に対して理解と認識を持つことができるよう、行事への積極的な参加を推進しました。</p> <p>第39回野田市障がい者釣大会 開催日 平成30年6月2日 場 所 旧関宿クリーンセンター調整池 参加者数 68人 ※子ども釣大会と同日開催</p> <p>小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行いました。</p> <p>◆岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業 ・3年生との交流会4回(6月) ・2年生との交流会4回(7月) ・4年生との交流会4回(9月) ・1年生との交流会4回(10月) ・5年生との交流会5回(11月) ・6年生との交流会4回(12月)</p> <p>保育所では、高齢者との「伝承遊び」や「園芸菜園の耕作」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めています。</p> <p>【交流実績】公立保育所(10施設)では、年2回から10回実施しており(清水保育所においては8月と今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため3月が中止となり10回実施)、延べ32回実施しました。</p>	<p>高齢者、子ども、障がい者等のふれあいの機会を引き続き実施していく必要があります。</p> <p>今後も障がいのある人と障がいのない人が触れ合える場となる事業を実施していく必要があります。</p> <p>小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流が活発に行われました。</p>	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	9
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みを充実させる必要があることから、その仕組みの一つである地域自治組織について、自主防災組織の設立や訓練などの活動支援を行い組織の設立強化を図っていきます。	<p>市と自治会連合会で連携し、地域活動の基盤となる自治会への加入促進を図りました。また、前年度に実施した自治会アンケートの結果を踏まえ、自治会事務の見直しについての住民説明会を実施しました。</p> <p>自治会連合会を単位とする防犯組合の支部において、防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、自主的な防犯活動の支援を行いました。</p> <p>平成27年度からの拡充(自主防災組織設立時の資機材補助金、設立後4年を経過した自主防災組織への資機材補助金、防災訓練実施の活動補助金の拡充)を継続して行っています。</p>	<p>地域コミュニティの核となる自治会への加入促進に取り組んでいますが、加入率の向上に至っていません。自治会の事務負担を軽減することがひいては加入率の向上へとつながることであるため、自治会の事務見直しを着実に進めていく必要があります。</p> <p>地域の防犯力の向上や地域内の住民の結びつきを強化するため、継続した防犯活動を行う必要があります。</p> <p>自主防災組織への活動に対して拡充策を行った結果、223組織、組織率50.7%となりました。今後も自主防災組織未設立の自治会等の組織化を促進し、地域防災力の向上を図っていく必要があります。</p>	市民生活課 防災安全課	10
	(4)行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。	<p>新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。</p>	<p>新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。</p> <p>また、夏のおどり七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。</p> <p>一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。</p>	人事課	11

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
総合的・横断的なサービスの充実	(1)高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。 高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。 利用状況 [令和元年度実績](令和2年3月末現在) ・相談件数 0件 ・申請件数 0件 入居保証 0 情報提供 0	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題があります。	営繕課	12
	(2)地域での孤立死等への対策	高齢者や障がい者等、様々なケースの孤立している方に対して、自治会や民間業者等の協力を得て、さりげなく見守ることで、安心して暮らせるまちと実感できるような適切な支援につなげます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死につながりやすい人を見つける手がかりや人との関わり合いを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の家族の異変を発見した場合に適切な支援につなげることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を進めました。 ・協定書締結状況 民間事業者22社(令和元年度末現在) (新聞販売店12社・宅配会社5社・野田郵便局他5社) 新たにワタミ株式会社様と協定を締結したことにより、一層、異変察知の機会が向上しました。 ・新聞販売店からの情報提供1件 生活支援課職員で対応しました。(生存を確認)	孤立している方の実態や数を把握することは非常に困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等の協力を得て、異変を早期に発見し、適切な支援が求められます。更に今後は高齢化に伴い、対象者の増加が考えられるため、より多くの協力民間事業者等との協定の締結が課題であり、また、既存の協定締結事業者に対する制度確認が必要と考えます。 自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体や企業等幅広い連携の構築により、地域共生社会の実現に向けた取り組みへの展開に寄与するものと考えます。 また、民間事業者の参入を一層促進する体制作りが必要であると考えます。 現在の協定締結者に対し、協定が機能しているか再確認し、効果的な対応ができる体制作りが必要です。	生活支援課	13
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠初期から出産、子育てにわたる様々な相談について、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として子ども支援室を開設しています。子ども支援室と保健センターで連携し、母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動を通し、継続支援が必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援しました。 発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別・集団・地域での支援を行いました。	子ども支援室には、保健師、臨床(発達)心理士、作業療法士、理学療法士、子育て支援総合コーディネーターを常時配置しており、専門的、多角的に迅速に相談に応じています。児童相談システムが導入され、関係機関との情報共有できるようになりました。	保健センター 子ども支援室	14
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール等により各担当部署で受付けてきたほか、各課の会議等での場に出された市民からの相談、苦情、要望等をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期の対応が行える体制を整備していきます。	効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備については、前年度に引き続き検討を行いましたが、適切かつ具体的なシステムの構築には至っていない状況です。 「市政メール問合せ」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は即日関係課へ転送し、対応を依頼しています。 窓口や電話での市民相談で、法律相談などの弁護士相談をご案内するよりも直接窓口で手続を確認していただいた方がわかりやすい事例が多く、そうしたケースはすぐに各担当窓口をご案内しています。	直接市に届く相談や苦情などを早期にかつ適切に対応するため、相談や苦情などの内容だけでなく、市の対応状況などを情報共有する仕組みを構築できるか関係各課で検討する必要がありますと考えています。 前回の取組状況では、各課で受け付けた相談などの事例集を作成するというものだったが、現在まで調整の場が設けられていないのが実情です。	行政管理課 生活支援課 広報広聴課	15

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供、体制の拡充・強化	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。</p> <p>【福祉マップの作成】 障がい者団体連絡会が作成した「やさしい街マップ」を参考に最新情報や利用者の意見を反映した改訂版などの更新を図り周知広報に努めます。</p> <p>【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。</p>	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 市ホームページは各担当課から更新された情報を確認し、そのまま掲載あるいは疑義がある場合は再確認してから掲載している。</p> <p>【福祉マップの作成(野田市観光ガイドブックの反映)】 オストメイト対応トイレ及び多目的トイレの設置場所を野田市観光ガイドブックに掲載し、市内外に配架した。東武鉄道に依頼し、東武野田線(東武アーバンパークライン)の川間駅から柏駅の各駅に配架した。</p> <p>【福祉マップの作成】 市内の公共施設のオストメイト対応トイレの一覧をホームページに掲載しました。</p> <p>【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 毎年9月15日号の市報に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員児童委員の活動を紹介しています。また、新たに転入してきた方については、転入届を市民課に提出の際、御希望がある場合に生活支援課へご案内いただいています。</p>	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 前回の取組状況では、各課で受け付けた相談などの事例集を作成するというものだったが、現在まで調整の場が設けられていないのが実情である。</p> <p>【福祉マップの作成(野田市観光ガイドブックの反映)】 野田市観光ガイドブックの改訂時には、オストメイト対応トイレ及び多目的トイレの最新の情報を掲載する必要がある。</p> <p>【福祉マップの作成】 市内の公共施設の多目的トイレの整備状況を調査し、オストメイト対応トイレと同様にホームページに掲載する必要があります。</p> <p>【転入者への担当民生委員の紹介】 転入者に担当地区の民生委員児童委員名簿を配布できるかの検討が必要です。</p>	広報広聴課 商工観光課 障がい者支援課 生活支援課	16
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が平成27年度より日常生活自立支援事業の主体となり市民後見人の育成、市民後見人を活用した法人後見人を実施することを検討していきます。心配ごと相談員運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談ができるよう研修会を開催し資質の向上に努めます。	<p>障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内にある11か所の相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。</p> <p>野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援しました。</p> <p>野田市成年後見支援センター実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 98件(延べ442回)</li> <li>法人後見事業受任件数 8件(後見6件 保佐2件)</li> <li>日常生活自立支援事業契約件数 77件</li> <li>エンディングノート配布部数 1,265冊</li> <li>エンディングノート書き方講座 10回開催</li> <li>野田市からの補助金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業補助金 9,778,000円</li> <li>成年後見制度利用促進事業補助金 3,600,000円</li> </ul> </li> </ul>	<p>成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化が必要です。</p> <p>野田市成年後見支援センターは相談件数、法人後見事業受任件数、日常生活自立支援事業契約件数のすべてが増加しました。</p> <p>多様化するニーズに対応するため、職員の専門性の向上、他機関との連携強化が課題です。</p>	障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会 生活支援課	17
	(2)苦情解決処理システムの利用の促進	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員3人を継続して、また、民生委員児童委員から選出の苦情相談員に異動があったため、新たに1人を選任しました。</p> <p>その他、苦情受付担当者を選出し、合わせて市報に掲載し周知するとともに、各施設内の見えやすいところに掲示するなど、広く周知し広報・啓発に努めました。</p> <p>なお、具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしています。</p> <p>令和元年度の申出実績はありませんでした。</p>	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、各関係機関に周知し広報・啓発に努めました。今後も施設等の利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め利用の促進を図る必要があります。</p>	生活支援課	18

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(3)地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行います。	要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延13,955人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は5,961人。 ・総合相談・支援の人数は延15,942人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は、延1,234人。 ・介護支援専門員への後方支援については、延584人に実施しました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	介護保険課	19
生活困窮者の自立促進	(1)日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び住居継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	生活困窮者世帯の包括的な実態把握を行ないながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行なうため毎月1回支援調整会議を実施しました。 元年度は、3人の方に、延べ10ヶ月分の家賃相当額463,000円の住居確保給付金を支給しました。	パーソナルサポートセンターやハローワークとの連携を継続し、制度活用が必要な事例が生じた場合は今まで同様、状況に応じ適切に当該事業を実施していくことが重要と考えます。	生活支援課	20
	(2)自立に向けた支援	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り個別的、継続的、包括的な支援を実施し、支援対象者の掘り起しと就労その他の自立に向けた支援を行います。	野田市パーソナルサポートセンター ＜開設日＞ 毎週 月～金(午前9時～午後5時) [自立相談支援事業] ＜利用状況等＞ 相談者数1,856人 (新規相談者数342人・継続相談者数1,514人) 相談対応数 (電話2,376件・面接相談1,239件・訪問、同行423件・他機関協議1,686件) 支援調整会議12回開催 143ケースを検討 就労支援等による就労自立者50人 支援終了ケース152人  令和元年度から自立支援策の強化を図るため、「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」を実施しました。 [就労準備支援事業] 受付件数 87件 利用者数 52人 利用回数 307回 [家計改善支援事業] 相談者数 404人 (新規相談者数109人・継続相談者数295人) 相談対応数 (電話108件・面接相談185件・訪問同行136件・他機関協議96件) 改善者数 77人	年々増加する相談者や支援困難ケースに対し、毎月1回定期的に支援調整会議を実施し、各分野ごとの専門的支援策を協議し、相談者にとってより適切な支援方法を探ってまいりました。検討ケース数は143ケースとなりました。 支援の結果、就労等による自立者が前年度の1.47倍(前年度34人)で増加し、支援終了ケースは前年度の1.47倍(前年度103人)と生活保護に陥ることなく自立した生活を送ることができた方が増加しています。 しかしながら、心の悩みを持った方などからの相談が増加し、対応の難しさや多くの時間を費やすケースが増えたため、支援の終了が出来ず、長期に渡る支援が必要となる相談者が増加しています。	生活支援課	21

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(3)学習支援事業	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の任意事業である「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施します。	<p>経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、平成30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、元年度も引き続き実施しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染防止による学校休業に伴い、2月28日をもって中学生の子ども未来教室を終了いたしました。</p> <p>【対象者】 受講を希望する市内公立小中学校に通う小学校3年生及び中学校1年生から3年生まで</p> <p>【開催期間】 ・小学校3年生 平成31年4月11日～令和元年10月31日 (毎週1回、学校行事により回数変動はあるが16回程度) ・中学校2・3年生 平成31年4月1日～令和2年2月28日 (毎週1回 全46回) 1年生 令和元年5月13日～2年2月28日 (毎週1回 全40回)</p> <p>【開催場所】 ○小学生 各学校の特別教室等 ○中学生：中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ヶ瀬公民館、北コミュニティ会館12会場で実施</p> <p>【最終実績】 ○小学生 受講者登録者数 441人(令和2年3月31日時点) 全体の出席率 93.1%(登録者に対する出席者) 全体の延べ受講人数 6,857人 ○中学生 受講者登録者数 466人(令和2年3月31日時点) 全体の出席率 67.3%(登録者に対する出席者) 全体の延べ受講人数 13,068人</p>	<p>【中学生】 学習効果を確認するために3回実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、多くの生徒に基礎学力が身につけてきていることが確認できたが、英語、数学とも問題の分野によっては正解が全くない生徒も多かったという課題が浮かび上がりました。</p> <p>【小学生】 参加児童等を対象にアンケート調査を実施したところ、「未来教室での勉強が楽しかった」、「算数、国語が好きになった」が80%を超え、保護者の回答では、「家庭学習の習慣が身に付いた」が59%、「教材のプリントについて良い又はまずまずだ」が89%でした。 学校の回答では、「学習面での成果については良い影響があった」が91%ありました。</p> <p>引き続き、児童・生徒5人までにつき講師1人を配置するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟度や学習の取組状況など、個々の状況に対応して学習支援できるよう、少人数グループごとに担当の講師を決める、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり、改善を図っていくことが必要と考えます。</p>	生涯学習課	22
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	<p>パーソナルサポートセンターが実施する支援調整会議において、のだネット、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、野田健康福祉センター等、各事業において個々の情報共有を図ってまいりました。</p> <p>また、新たな職場の開拓も数社からご協力をいただきました。</p>	<p>各事業ごとの個々のネットワークは図ってきましたが、全体的な地域支援ネットワークが構築されていない現状です。今後、ネットワークの輪をどのような方法で地域に広げ構築していくかが課題と考えます。</p>	生活支援課	23
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、交通バリアフリー法専門部会の意見を踏まえ進めてまいります。	<p>前期(6月)と後期(10月)で、合計8路線のパトロールを行い、段差の解消、点字ブロックの張替、歩道舗装打換え、側溝の蓋改修などの補修・改修に努めました。</p> <p>【実施路線】 前期：榊のホール、川間駅、関宿中央小、商業施設(イオンA店) 後期：市役所、南コミュニティセンター、東部公民館、商業施設(TAIRAYA) 8路線のパトロールの結果指摘箇所数は、市分114か所、その他30か所の合計144か所で、市分全てを含む116か所の指摘箇所は工事等により改修いたしました。</p> <p>公共施設のバリアフリー化については、交通バリアフリー法専門部会を経て計画された北部公民館他1施設トイレ改修工事、島会館内外手すり設置他工事、福田公民館トイレ改修工事、七光台会館トイレ改修工事、携帯型集団補聴システム整備を実施しました。</p>	<p>平成25年度よりパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、利用頻度の高い道路に広げ実施してきましたが、30年度までに完了しました。</p> <p>このことから、元年度からの実施か所については、開始から20年余の時間の経過や、パトロール参加者の要望を踏まえ、初期に実施した路線を再度実施し、新たに商業施設に隣接する路線を設定し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図りました。</p> <p>公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果や利用状況、優先度等を踏まえ、毎年度交通バリアフリー法専門部会に諮り実施しております。</p>	生活支援課 営繕課	24

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和元年度		担当課	項番
			取組実績	評価及び課題		
	(2)ソフト面のバリアフリー化	<p>【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校地域での心のバリアフリーを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくりフェスティバル 開催日 令和元年11月16日(土) 場所 文化会館ロビー等 参加者数 666人 ボランティア参加(第一中学校)</li> <li>福祉のまちづくり講座 「住みやすい家」、「人生の活性化を目指そう」など。 会場:中央公民館(3回)35名参加 :関宿中央公民館(3回)33名参加</li> </ul> <p>【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等との事前の情報共有を図り、災害時における効果的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。</p>	<p>【心のバリアフリーの推進】 障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第39回野田市障がい者釣大会 開催日 平成30年6月2日 場所 旧関宿クリーンセンター調整池 参加者数 68人 ※子ども釣大会と同日開催</li> <li>福祉のまちづくりフェスティバル 開催日 令和元年11月16日(土) 場所 文化会館ロビー等 参加者数 666人 ボランティア参加(第一中学校)</li> <li>福祉のまちづくり講座 「住みやすい家」、「人生の活性化を目指そう」など。 会場:中央公民館(3回)35名参加 :関宿中央公民館(3回)33名参加</li> </ul> <p>【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 避難支援等関係者へ情報提供することについての同意確認及び避難行動要支援者名簿登載への意向確認を行いました。</p> <p>新たに避難行動要支援者名簿登載の対象となった方に名簿への登載と名簿情報の提供についての意向確認を郵送で行いました。また、名簿の更新作業を年3回(7月、11月、翌年3月)行い、7月、11月分の更新名簿を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織等)に提供しましたが、翌年3月分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、提供を取りやめました。 避難行動要支援者数 6,606人(内同意のあった者5,373人) 令和2年3月31日現在</p>	<p>【心のバリアフリーの推進】 障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進する必要があります。</p> <p>【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 平成27年11月に発行した障がい者のための防災ハンドブックの見直しとともに周知が必要です。</p> <p>新規名簿登載対象者に郵送にて意向確認を実施し、避難行動要支援者名簿の更新を年3回行い、7月分と11月更新分については避難行動支援者等関係者に提供することが出来ました。ただし、翌年3月更新分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、提供を取りやめました。 避難支援等関係者のうち自治会においては、代表者が数年で変更になることがあるため、市の取組に対する理解が適切に引き継がない場合があります。</p>	障がい者支援課 生活支援課 高齢者支援課	25
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	<p>地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立上げ支援について検討しています。これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。今後とも、国、県等の動向を注視するなど、引き続き情報収集を行います。</p>	<p>市では、コミュニティビジネスに関する新たな事業展開として、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施することとなりました。</p> <p>【対象事業】 ・「新規商品開発事業」 販売を目的として、本市の農産物や産品、歴史、風土、文化的背景等を活用した加工品等の開発を行います。 ・「既存商品改良事業」 加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図ります。</p>	<p>野田市商品開発事業の対象事業者をいかに取り込み、事業を実現可能にするか検討してまいります。</p> <p>事例集では、福祉・介護の分野ほか、地域資源活用、まちづくり推進、観光、就業支援、子育て支援、農業、環境、ITなどのあらゆる分野に活動が広がっていることが紹介されていますので、分野にこだわらず、元気で活気ある福祉のまちづくりのため、引き続き市として、どのような支援ができるのかを検討してまいります。</p>	生活支援課	26
	(2)福祉協力店制度の検討	<p>福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。</p>	<p>現在、「福祉協力店制度」の実施には至っていませんが、引き続き、この制度を実施している全国の社会福祉協議会での事例など、実情把握のための情報収集を行いました。</p>	<p>どこまでのサービスが「福祉協力店」とするかなど、各市により違いがありますが、定期的に利用をすることで地域での見守りにも繋がりが「孤立死」対策としても有効であると考えられます。</p> <p>各地の社会福祉協議会が主体となって実施しており、この事業の展開には、社会福祉協議会の役割が不可欠です。野田市の実態にあった形で何が実現可能なのかを引き続き検討いたします。</p>	社会福祉協議会 生活支援課	27

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1)あいさつ、声かけ運動の推進	地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。	市役所本庁舎の懸垂塔への懸垂幕掲示や、日本赤十字社活動資金の募集説明会時の説明を継続し行い、4月が「あいさつ月間」であることを周知してまいります。また、あいさつは地域生活を円滑に進める地域共生社会の実現のためには大切なものであり、元気で明るい野田市を築く源と考えます。地区社協での運動の拡大、自治会や民生委員児童委員の総会等、関係者が多く集まる機会を利用し、4月のあいさつ強化月間に期間を限定せず、日常生活の中で、習慣化されるよう周知と協力を依頼してまいります。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」の取組として、市職員に対する「あいさつ運動強化月間」も継続してまいります。加えて地区社協での自主活動における声掛け運動との連携を図ってまいります。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	1
	(2)地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。	地区社協は、年2回実施される連絡会の場を利用して、本計画の趣旨や重要性を説明しながら意見交換等を実施し、各地区の住民の方々に対して周知活動等が展開できるような協力体制の確立を目指します。国が推進する地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の動向についても注視しながら、意見交換等の実施について検討してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	2
	(3)情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起るような情報発信を進めます。	市ホームページについて、令和2年度中に見栄え、内容、機能について改善するために更新作業を行います。ホームページの情報更新については各担当課が行っていますが、時点修正の漏れや文言の統一などのためのチェックを行います。市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。誰もが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起るようになるには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、広報広聴課と連携し全庁的に推進してまいります。また、市ホームページの時点修正等につきましても、随時実施してまいります。	広報広聴課 生活支援課	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1)ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動(相談・あっせんを含む)を行います。	【ボランティア通信の配置】 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 【ボランティア情報の掲示】 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用しボランティア情報を提供します。 【ボランティア広報活動】 ・市内商業施設における広報活動(相談・斡旋を含む)を実施します。 ・広報誌「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。	社会福祉協議会 生活支援課	4

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
	(2) ボランティアの育成	<p>ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれていますが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われております。</p> <p>その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成に努めます。</p>	<p>ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報を積極的に収集してまいります。</p> <p>また、今後もボランティアコーディネーター2名を配置し、継続してコーディネート業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市からの補助金 1,800,000円</li> <li>・職員体制:2人(交代制で、常時1人)</li> <li>・勤務時間:8時30分から17時15分(土日を除く)</li> </ul> <p>【ボランティアセンターの活動状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する相談、斡旋 ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談、斡旋</li> <li>・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座</li> <li>・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出</li> <li>・情報提供 広報誌、社会福祉協議会ホームページ、SNSの活用によりボランティア情報の提供を一層強化し、見る方に分かりやすくまた、興味を持っていただけるような内容、表現方法を用いて、情報を発信していきます。併せて、ボランティア通信は奇数月に2,000部を発行し、各公民館や小・中学校、支所、郵便局等に配布していますが、今後も継続していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会 生活支援課	5
	(3) ボランティア活動の支援	<p>市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。</p> <p>今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。</p> <p>また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部署との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。</p>	<p>助成金学習会の開催回数増や新規のNPO法人会計基礎講座の開催など支援内容の充実を図ります。</p> <p>また、市民活動元気アップふえすの市民ふれあいハートまつりなどとの同時開催やこまめカフェの開催による市民活動を広く広めるイベントの充実を図ります。</p> <p>市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、職員1名を増員し、行政の各部署との連携を図ります。</p>	市民生活課	6
	(4) 学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	<p>地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。</p>	<p>小中学校では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に配慮しながら、可能な範囲で、児童生徒の実態に応じて特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組めます。</p> <p>また、「3密」を避けることを前提に、福祉団体やボランティアサークルの協力を得て、車いす体験や手話の学習等を可能な範囲で実施します。手話言語条例のもと、手話等のコミュニケーション手段の幅や人々との関わりをさらに広げられるよう取り組み、障がいを持つ方々への理解を深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす・目かくし体験や手話の学習など</li> <li>・「おひさまといっしょに」や「サンスマイル」への参加 ⇒ 今年度は中止。</li> <li>・夏休みボランティア体験講座</li> <li>・車いす・目かくし歩行体験講座</li> <li>・ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一歩を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布。</li> </ul>	指導課 社会福祉協議会	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化	<p>地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから、地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携強化を図ります。</p>	<p>地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供を行うとともに、活動内容のテーマを検討し、地区社会福祉協議会活動が更に充実するよう支援してまいります。</p>	社会福祉協議会 生活支援課	8

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
	(2)地域の触れ合いの場づくり(ふれあいいきいきサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	<p>・第46回”おひさまといっしょに” 開催日 令和2年6月16日(土) 場 所 関宿総合公園体育館 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より中止となりました。</p> <p>障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事を通して、障がいのある人に対して理解と認識を持つことができるよう、行事への積極的な参加を推進します。</p> <p>【令和2年度取組予定】 小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、全て見合わせとなっております。事業再開の時期は小学校と協議の上、慎重に決定してまいります。</p> <p>◆岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業(見合わせ中)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生との交流会4回(6月)</li> <li>・2年生との交流会4回(7月)</li> <li>・4年生との交流会4回(9月)</li> <li>・1年生との交流会4回(10月)</li> <li>・5年生との交流会5回(11月)</li> <li>・6年生との交流会4回(12月)</li> </ul> <p>引き続き、いきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し「伝承遊び」「園芸菜園の耕作」などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深めていく予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の予防のため、現在見合わせている状況です。再開にあたっては、感染対策をし、実施方法を検討した上で、対応をしていきたいと考えていきます。</p>	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	9
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。 引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。	自治会連合会と連携し、地域コミュニティの核となる自治会への加入促進に取り組みます。また、現在課題となっている自治会の事務見直しについて、地元説明会の中でいただいた自治会員の皆様からの意見を整理し、自治会連合会で意見を伺いながら、進めていきます。 防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。 新たに自主防災組織を設立する自治会や自主防災組織に対し、継続し自主防災組織への資機材等の補助金や防災活動に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。	市民生活課 防災安全課	10
	(4)行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。	新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。今後も同様のカリキュラムにて職員研修を進めて参ります。	人事課	11

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につながることでできる体制の検討を進めます。	本年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉関係としては、『地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援』として、社会福祉法の一部改正が行われ、令和3年4月1日から施行されることになりました。 改正の内容としましては、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う、とされています。 このことから、国の補助メニューの分析や近隣市の取組状況なども調査し、地域生活の課題の解決に資する実効性のある施策の検討を行います。	生活支援課	12
	(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。		生活支援課	13
	(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。	NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体が地域住民等と連携した活動を行えるよう各団体の活動内容を市のホームページや機関誌「つうしん」などを通して情報提供などを行ないます。 地区社協が実施している「ふれあいサロン」等により、地域生活の課題を把握し、関係団体と連携し、課題を解決できるような環境の整備を検討してまいります。	市民生活課 社会福祉協議会 生活支援課	14
総合的・横断的なサービスの充実	(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。	営繕課	15
	(2) 地域での孤立死等への対策	地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がい等様々なケースがあり、孤立していることで地域で暮らしにくくなるのが考えられます。このような状況では、安心して暮らせるまちとして地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、家族同居世帯が全員亡くなる事案が発生する等、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。	地域での孤立化を防止するためには、日頃からの住民同士の結び付きが最も重要と考えられることから、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に、近隣の助け合う習慣について、再度協力依頼をし、地域の輪につながるよう支援してまいります。	生活支援課	16
	(3) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	ケース検討や支援方針会議など、関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援を行う。 子ども発達相談支援事業で個別・集団を行い、丁寧に保護者の受容を促し必要に応じて適切な療育へ結びつけます。また引き続き巡回相談支援、令和2年度新規事業として、施設支援指導を実施していきます。	保健センター/子ども支援室	17

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1) 効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議等の場でも出された意見等を書く関係部署へ報告してきました。さらに市民からの相談、苦情、要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。	公的な福祉サービスにかかわらず、市に対する全ての相談・苦情・要望については、各課で回答した内容を事例集として作成し、全庁的に共有できる仕組みを構築してまいります。 現在は特に新型コロナウイルス感染症関連での相談、意見、苦情が増大しています。これについては、市民からの声をもとに、即時に市独自の取組の参考としています。 これまで通常とされてきた市民生活が、新しい生活様式に代わろうとしている中、収集した情報を臨機応変にとらえることが必要になると考えられます。	行政管理課 生活支援課 広報広聴課	18
	(2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。 【福祉マップの作成】 障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるように関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。 【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員(児童委員)の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 市ホームページの令和2年度中の更新作業については、福祉関連のポータルサイトの構築までは想定していないため、ポータルサイトの構築のためには担当課と調整を行う必要があります。 【福祉マップの作成】 障がいの有無に関わらず誰もが活用できるよう日常生活に関わりのある公共施設等のバリアフリー情報を各種への掲載について関係部署と連携を図ります。 野田市観光ガイドブックへの掲載を継続していきます。 【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 転入者への案内について、転入届を市民課に提出の際、窓口においては、生活支援課へご案内いただき対応いたします。 また、一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿の全戸配布を検討いたします。	広報広聴課 商工観光課 障がい者支援課 生活支援課	19
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っていきます。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。	野田市成年後見支援センターの職員体制の充実、専門性の向上を図り、質の高いサービスが提供できるように取り組んでまいります。 ・野田市からの補助金12,286,000円	障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会 生活支援課	20
	(2) 苦情解決処理システムの利用の促進(制度の整備)	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	今後も引き続き苦情解決システムについて、施設等から利用者へ積極的な周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。	生活支援課	21
	(3) 地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行ってまいります。	今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。	介護保険課	22

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
生活困窮者の支援	(1) 日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	今後も引き続き、生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワークの連携に努め、就労支援を強化し、常用収入による自立に結び付ける支援を積極的に実施してまいります。 また、相談者からの相談内容において、医療や介護など住宅問題以外の問題等により困窮がうかがえる場合には、保護係とパーソナルサポートセンターの連携により、必要とする人に必要な支援が適切に実施できるよう、関係機関相互の連携強化にも努めてまいります。	生活支援課	23
	(2) 自立に向けた支援	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。	自立相談支援事業の実施により、生活困窮者はもとより、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害、家族関係をめぐる問題などが複雑に絡んで、当事者の力だけでは解決できない問題を抱えた方などの相談を受け止め、自立に向けた支援計画書を作成し、その問題を正確に把握した上で、当事者のニーズに合わせ、オーダーメイドで支援策を立て、相談者に同行しながらサポートする寄り添い型の支援を積極的に実施し、最終的に就労等による自立に結び付くよう努めます。 支援調整会議については、可能な限り多くのケースを検討することにより、より多くの相談者に対して、ニーズに合ったより適切な支援策を導き出せるよう毎月定期的実施してまいります。 生活困窮者自立支援法の一部改正に伴い、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施する努力義務が創設され、令和元年度から家計収支の均衡がとれていないなどの課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等行う事業を実施します。 また、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施します。	生活支援課	24
	(3) 学習支援事業	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。 平成30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施していきます。	経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大し、英語と数学の学習支援を、平成30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、今後も引き続き実施していきます。 引き続き、児童・生徒5人までにつき講師1人を配置するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟度や学習の取組状況など、個々の状況に対応して学習支援できるよう、少人数グループごとに担当の講師を決める、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり、改善を図っていきます。 また、昨今の状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、参加児童・生徒の安全を第一に実施いたします。	生涯学習課	25
	(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	パーソナルサポートセンターをはじめ関係機関や各課と連携し、全体的な地域支援ネットワークの構築に向けて、協議を進め、地域共生社会の実現も視野に入れ、どのような形で地域支援ネットワークがより効果的か検討してまいります。	生活支援課	26

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	計画期間中の今後の取組	担当課	項番
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会の意見を踏まえ進めます。	令和元年度以降は、平成9年度以降の初期に実施したパトロールか所の再点検に加え、新たに商業施設周辺の点検を行なってまいります。 公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会に諮り計画的に実施していくことといたします。	生活支援課 営繕課	27
	(2)ソフト面のバリアフリー	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。 【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	【心のバリアフリーの推進】 引き続き、障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進します。 ・福祉のまちづくりフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となっております。 障がい者のための防災ハンドブックの見直しを行い、障がい手帳交付時の配布やホームページへの掲載により周知を図ります。  【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 新たに避難行動要支援者名簿登録の対象となった方に名簿への登録と名簿情報の提供についての意向確認を郵送で行うと共に、名簿の更新作業を年3回(7月、11月、翌年3月)行い、その名簿を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織等)に提供していきます。	障がい者支援課 生活支援課 高齢者支援課	28
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。(これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。)今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。	市では、コミュニティビジネスに関する新たな事業展開として、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施します。 【対象事業】 ・「新規商品開発事業」 販売を目的として、本市の農産物や産品、歴史、風土、文化的背景等を活用した加工品等の開発を行います。 ・「既存商品改良事業」 加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図ります。 事例集では、福祉・介護の分野ほか、地域資源活用、まちづくり推進、観光、就業支援、子育て支援、農業、環境、ITなどのあらゆる分野に活動が広がっていることが紹介されていますので、分野にこだわらず、元気で活気ある福祉のまちづくりのため、引き続き市として、どのような支援ができるのかを検討してまいります。	商工観光課 生活支援課	29
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	「福祉協力店制度」の在り方などについて、引き続き、情報収集を行い、野田市社会福祉協議会と調整の上、方向性を含めて総合的に研究してまいります。 福祉協力店制度の導入について、実現可能な方法を検討してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	30

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
いのちを支える自殺対策の推進	(1)地域におけるネットワークの強化	【地域におけるネットワークの強化】 生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。 【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう情報共有するなど、支援を行うための基盤を整備します。	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	地域における自殺対策に関して、自治会連合会で実施する自治会長を対象とした講演会や研修等のテーマの一つとして検討していただきます。	市民生活課	31-1
			市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	自殺対策を課題として活動する市民活動団体には、市民活動支援センターで相談や支援を行います。	市民生活課	31-2
			地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	介護保険課	31-3
			高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	介護保険課	31-4
			生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	就労や生活に関する相談を実施する中で、個々の状況に応じ就労支援等を行い、自殺リスクの軽減に努めます。	生活支援課	31-5
			要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	・「野田市児童虐待防止総合対策大綱」の見直し ・野田市児童虐待防止対応マニュアル分冊(学校編、母子保健編、保育所・幼稚園編)の作成 ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ・学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施 ・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営 ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	子ども家庭総合支援課	31-6
			障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	31-7
			野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	31-8

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
(2)自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパー養成講座】 ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に見出し、支援へつなぎ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	自殺リスクを抱えた市民を早期発見するため、各種窓口業務を行う職員向けに自殺予防対策に関する養成研修を実施します。	生活支援課	32-9	
		一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	見守り活動を行っている民生委員児童委員やボランティア活動を行っている団体等に自殺予防対策に関する養成研修を受講いただき、地域で問題を抱えている市民に対し、支援につなげていくための体制を強化していきます。	生活支援課	32-10	
		ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	見守り活動を行っている民生委員児童委員やボランティア活動を行っている団体等に自殺予防対策に関する養成研修を受講いただき、地域で問題を抱えている市民に対し、支援につなげていくための体制を強化していきます。	生活支援課	32-11	
		青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体に自殺予防対策に関する養成研修の案内と受講の推奨を行います。	青少年課	32-12	
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童や保護者と接する機会が多い、学童保育所の職員及びファミリー・サポート・センターの会員に、自殺予防対策に関する養成研修の案内と受講の推奨を行います。	児童家庭課	32-13	
		ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童や保護者と接する機会が多い、学童保育所の職員及びファミリー・サポート・センターの会員に、自殺予防対策に関する養成研修の案内と受講の推奨を行います。	児童家庭課	32-14	
		自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	各種手続等で窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布することで情報周知を図ります。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	9月の自殺予防週間に合わせ、リーフレットを配布し周知を図ります。	生活支援課	33-15
【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】 社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、情報の周知を図ります。	図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等を市内図書館1か所で順番に啓発を行う。(9月興風図書館、3月南図書館)	興風図書館	33-16		
【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。	老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	老人福祉センター、中根地域福祉センター、関宿地域福祉センターやすらぎの郷(送迎バスを含む)に高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知してまいります。	高齢者支援課	33-17		
【高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載】 高齢者や障がい者向けリーフレット等に、生きる支援に関連した相談先の情報を掲載します。	中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	老人福祉センター、中根地域福祉センター、関宿地域福祉センターやすらぎの郷(送迎バスを含む)に高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知してまいります。	高齢者支援課	33-18		

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	老人福祉センター、中根地域福祉センター、関宿地域福祉センターやすらぎの郷(送迎バスを含む)に高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知してまいります。 いきいきクラブの研修会等においては、関連するリーフレットを配布するなど、情報提供してまいります。	高齢者支援課	33-19
			コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	地域における自殺対策に関して、自治会連合会で実施する自治会長を対象とした講演会や研修等のテーマの一つとして検討していただきます。	市民生活課	33-20
			人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図る。	【第3次改訂版】の内容を今後も継続して取り組んでいきます。	人権・男女共同参画推進課	33-21
			男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図る。	【第3次改訂版】の内容を今後も継続して取り組んでいきます。	人権・男女共同参画推進課	33-22
			育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	今後とも引き続き、育英資金の支給対象となる学生に対して、情報周知に努めます。	学校教育課	33-23
			教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	今後とも引き続き、教職員の研修等を通じた情報の周知に努めます。	学校教育課	33-24
			青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図ります。	青少年課	33-25
			青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図ります。	青少年課	33-26
			ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	引き続き、市の障がい福祉サービスを案内している障がい福祉ガイドブックにおいて、相談機関や相談支援事業を掲載し、情報周知を図ります。	障がい者支援課	33-27
	(4) 生きることの促進要因への支援	【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】 生活全般に関わる問題を気軽に相談できる場所として一体的に支援を提供する地域の拠点づくりを進めます。 【適切な介護サービス等の利用支援】 高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。 【子育て世帯に対する支援】 保護者に対する子どもの相談機会の提供や、自由に交流できる場の設置等を通して問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。 【児童家庭に対する支援】 児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し関係機関と連携し、課題の解決を図ります。 【支援者への支援】 介護者、市職員、教職員等、支援者のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど支援を図ります。	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響で、当面の間、相談者が来庁した場合の会議室を確保し、対応する予定である。	広報広聴課	34-28
			法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から対面相談を中止し、電話相談に切り替えている。いつから対面相談を開始できるか模索しながらも、相談室が狭いため、当面電話対応となる予定だが、対面でないと感じにくい相談者の様子を察知することが難しい状況が続く。	広報広聴課	34-29
			交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から7月までの相談を中止している。8月以降については、対面相談は希望者のみの行う予定である。	広報広聴課	34-30
			認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	今後も、引き続き高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実するとともに適切な介護サービス等の利用支援に努めます。	介護保険課	34-31
			えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	今後も、引き続き高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実するとともに適切な介護サービス等の利用支援に努めます。	介護保険課	34-32

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	今後も、引き続き高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実するとともに適切な介護サービス等の利用支援に努めます。	介護保険課	34 -33
			敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -34
			避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -35
			福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -36
			家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -37
			徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -38
			訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -39
			合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -40
			体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -41
			配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -42

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -43
			ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -44
			緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -45
			介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -46
			養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	地区の民生委員による本人家族からの悩み相談、避難行動の要支援者名簿を基とした地域の自治会・自主防災会役員等の日頃からの見守りや声かけによる孤立感の解消、また配食サービスを利用することにより配送の際に業者による安否確認を行っていきます。	高齢者支援課	34 -47
			複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	特別養護老人ホーム野田市楽寿園及び岩木小学校老人デイサービスセンター内には生活相談員が配置されている。また、介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっている。いずれも生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決し、自殺対策につなげていきます。	高齢者支援課	34 -48
			岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	特別養護老人ホーム野田市楽寿園及び岩木小学校老人デイサービスセンター内には生活相談員が配置されている。また、介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっている。いずれも生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決し、自殺対策につなげていきます。	高齢者支援課	34 -49
			いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	いきいきクラブにおいては、スポーツ大会、文化のイベントに参加することで健康・生きがいづくりの促進してまいります。	高齢者支援課	34 -50
			介護相談員派遣事業	介護相談員(民生委員)の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	特別養護老人ホーム野田市楽寿園及び岩木小学校老人デイサービスセンター内には生活相談員が配置されている。また、介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっている。いずれも生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決し、自殺対策につなげていきます。	高齢者支援課	34 -51
			母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	母子健康手帳の交付:妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師と子ども支援室の職員が経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター/子ども支援室	34 -52

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			子ども相談	妊娠から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども相談：妊娠から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター/子ども支援室	34-53
			野田市乳児家庭全戸訪問事業(新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	野田市乳児家庭全戸訪問事業：乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をする。必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター	34-54
			各種健診(乳幼児)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	各種健診(乳幼児)：乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者を早期発見をする。必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター	34-55
			寝たきり老人訪問歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	寝たきり老人訪問歯科診療：訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから自殺リスクの高い家庭環境等を把握した場合必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター	34-56
			健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	健康相談：健康相談を支援が必要な方との接触の機会として活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行う。	保健センター	34-57
			24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	24時間救急医療体制：通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や様々な自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	保健センター	34-58
			うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手につき合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	うつ病に関する知識の普及啓発：うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、こころの健康に関する健康教育等を通して、ストレスと上手につき合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	保健センター	34-59
			市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市税等を滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況である可能性が高いため、聞き取りにより状況を把握し、生活再建に向けた納税相談を行い、必要に応じて適切な関係窓口以案内を行う。	収税課	34-60
			市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市営住宅の入居申込相談時や、既存の入居者で自殺リスクが見受けられた場合、関係機関と連携し支援を行う。	営繕課	34-61
			消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	消費生活相談における自殺リスクの早期発見と対応に努めるとともに、千葉県弁護士会と連携し問題の解決を図ります。また、出前講座や消費生活展を通して啓発を行います。	市民生活課	34-62
			避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスカケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	【避難所の運営】 精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスカケアを実施するとともに、自殺リスクを早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	防災安全課	34-63

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	【第3次改訂版】の内容を今後も継続して取り組むとともに、令和2年度より「男性のための電話相談」を開始した。男性が抱える様々な悩みに応じており、相談者が抱える心の負担を軽減することに努め、自殺リスクの高い相談者がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	人権・男女共同参画推進課	34-64
			女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	【第3次改訂版】の内容を今後も継続して取り組むとともに、令和2年度より「男性のための電話相談」を開始した。男性が抱える様々な悩みに応じており、相談者が抱える心の負担を軽減することに努め、自殺リスクの高い相談者がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	人権・男女共同参画推進課	34-65
			DV相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続 ・DVシェルター入所中のDV被害女性に対し、退所後の自立生活に必要な経費助成の継続 ・DVシェルター入所後に精神的に不安定になるDV被害女性に対し、市内精神科医によるカウンセリングに必要な経費助成の継続 ・DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力 ・情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例発表等を通じた情報交換	子ども家庭総合支援課	34-66
			就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	就学援助等の申請や相談を通して、児童生徒やその保護者の家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	34-67
			育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	育英資金の審査に当たり、保護者や学生との面談を通して、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	34-68
			教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	メンタルヘルスに関する研修等を通じて、職員自身でメンタルヘルスの状態を客観視できるよう努めます。 また、職員の人事において、自殺リスクの高い職員の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し職員への支援を行います。	学校教育課	34-69
			学校職員安全衛生管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	今後とも引き続き、職員の健康管理を通して自殺リスクの低減に努めます。	学校教育課	34-70
			学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。	職員に対するストレスチェックを実施し、その結果を基に自殺リスクの低減を図るための支援を行います。	学校教育課	34-71
			給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市窓口や臨戸徴収の際に、保護者から家庭状況の聞き取りを行うことで、自殺リスクの把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	34-72

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			教育・いじめ相談(対象:小中学校の児童生徒)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	【子育て世帯に対する支援】 保護者が、子どものことを相談する機会として、ひばり教育相談の活用や市内小中学校に勤務しているスクールカウンセラーや野田市スクールサポートカウンセラーの活用を周知していきます。	指導課	34-73
			教育・いじめ相談(対象:青少年)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受けながら、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受けながら、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡します。	青少年課	34-74
			つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-75
			地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-76
			学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-77
			子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-78
			子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-79
			児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-80
			養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-81
			ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-82
			母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34-83

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34 -84
			ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34 -85
			母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	34 -86
			児童家庭相談事業(家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、サークル活動や園庭開放へ参加し、保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点事業の利用啓発を図る。 施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。	子ども家庭総合支援課	34 -87
			児童家庭相談事業(児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、サークル活動や園庭開放へ参加し、保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点事業の利用啓発を図る。 施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。	子ども家庭総合支援課	34 -88
			児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童福祉法に基づき、母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯の母子生活支援施設や助産施設入所に係る事務を行う。	子ども家庭総合支援課	34 -89
			子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。	子ども家庭総合支援課	34 -90
			育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。	子ども家庭総合支援課	34 -91
			生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	経済的、社会的自立を支援するため、「就労準備支援」や「家計改善支援」等本人の状態に応じ、自殺リスクを軽減していきます。	生活支援課	34 -92

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			事業名	「生きる支援」事業内容			
			民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気付き、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地域の身近な相談相手として、見守り活動を行っている中で、自殺リスクの高い市民を迅速に支援につなげられるよう、適切な相談窓口を周知していきます。	生活支援課	34 -93
			障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	34 -94
			障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	34 -95
			障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて本人や家族等の支援を行う。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	34 -96
			障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	令和2年4月から開設した野田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市が委託している障がいがある人やその家族からの総合相談支援や、当センターを中心とした地域の相談支援事業者の連携強化の業務を通じて、適切な支援を受けられるよう連携を図ります。	障がい者支援課	34 -97
	(5) 児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育	児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	市内小中学校に千葉県教育委員会が作成した「SOSの出し方教育」の教材を活用し、夏季休業前までに実施します。また、長期休業開けに心配される自殺防止や普段の学校生活等で、過度なストレスを抱え込まないように、誰かに相談することができる力を育てていきます。	指導課	35 -98
			いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教育を実施する。	市内小中学校に千葉県教育委員会が作成した「SOSの出し方教育」の教材を活用し、夏季休業前までに実施します。また、長期休業開けに心配される自殺防止や普段の学校生活等で、過度なストレスを抱え込まないように、誰かに相談することができる力を育てていきます。	指導課	35 -99